平成２６年（フ）第２０７号
福岡県小郡市二森1725番地10
債務者　内野　正廣
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２６年（フ）第４６０号
大阪府泉佐野市市場東２丁目336番地の８
債務者　田中　清明
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　英久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第４７１号
大阪府泉大津市東豊中町３丁目９―22、住民票上の住所大阪府和泉市府中町５丁目21番１―304号
債務者　羽田佐紀子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第４７３号
北九州市小倉南区沼新町３丁目13番25号
債務者　高田　雅子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２６年（フ）第４８７号
広島市安芸区上瀬野南１丁目2006番地１アミーゴＡ206、住民票上の住所北九州市小倉北区赤坂３丁目３番11号　ＭＯＯＮ赤坂Ａ棟105号
債務者　蛙田　　涼
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２６年（フ）第４４０号
北九州市小倉南区上吉田３丁目13番13号
債務者　野口　義孝
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２６年（フ）第１５２９号
横浜市磯子区森３丁目14番26号
債務者　鈴木　佳近
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　幹夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第８９２号
兵庫県西宮市熊野町７番27―617号
債務者　西野　　潤
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第３２１号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目30番71―24号
債務者　伊藤　達則
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　諒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第９８号
福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸668番地　障害者支援施設明輝園、前住所福岡県嘉麻市下山田68番地25　山田あさひが丘団地236号
債務者　日髙　秀一
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２６年（フ）第１２３号
新潟県見附市今町１丁目８番27号
債務者　大竹　淳子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２６年（フ）第１３４号
新潟県長岡市川崎４丁目296番地１
債務者　山田　信夫
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２６年（フ）第１４６号
新潟県長岡市大島新町５丁目２番地26　第２富士荘
債務者　橘　　孝子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２６年（フ）第３６号
鹿児島県奄美市名瀬浦上町56番地７
債務者　田中　勝利
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部
平成２６年（フ）第５１号
福岡県行橋市大字金屋537番地１
債務者　松島　道枝
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係
平成２６年（フ）第９６６号
埼玉県加須市北小浜1104番地７
債務者　小菅　　彰
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第１０１２号
埼玉県蕨市塚越５丁目47番６号　西川口マンション202、住民票上の住所埼玉県川口市西青木２丁目２番６号
債務者　杉本　　仁
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第１０４６号
埼玉県蕨市錦町５丁目13番43号　南雲ハイツ103号
債務者　森田　泰樹
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係